

平成 30 年度

介護保険サービス事業者等 集団指導 資料

(介護予防) 訪問リハビリテーション

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室

【目 次】

1 (介護予防)訪問リハビリテーションとは	P 1
2 人員、設備に関する基準	P 2
3 運営に関する基準	P 3
4 訪問リハビリテーション費	P 10
5 加算等	P 13
6 自主点検調書	P 21

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	居宅基準
		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生省令第 35 号)	予防基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解釈通知

介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)	居宅算定基準
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生省告示第 127 号)	予防算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	居宅算定基準留意事項
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年老計発第 03170001 号ほか)	予防算定基準留意事項

1 (介護予防)訪問リハビリテーションとは

【訪問リハビリテーションとは】

- 介護保険法第8条第5項において、「訪問リハビリテーションとは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準^{※1}に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。」と規定されている。

【サービス提供の場所】

- サービス提供場所は利用者の居宅が原則であるが、次の施設の居室においても訪問リハビリテーションの提供が認められている。
 - ・養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
 - ・軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）
 - ・有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とする。

介護保険法施行規則第4条

【^{※1}厚生労働省令で定める基準について

病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを要することとする。

介護保険法施行規則第8条、第22条の7

I 指定基準編

1 人員、設備に関する基準

従業者の員数	医師(専任・常勤):指定訪問リハビリテーションの提供に当たせるために必要より以上の数 ※指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差支えない。
設備・備品等	(1)病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院であること。 (2)必要な広さ(利用申込の受付、相談等に応じるのに適切なスペース)の専用区画を設けていること。 (3)サービス提供に必要な設備・備品等を備えていること。

- ※1 車用区画について、業務に支障がないときは、指定訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されなければ足りる。
- ※2 設備及び備品等については、当該病院等における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。
- ※3 みなし指定(病院・診療所)
病院・診療所・介護医療院については、介護保険法第71条第1項・同法施行規則第127条の規定によりみなし指定となっている。但し、別段の申出を行った場合はみなし指定とならない。

【介護予防訪問リハビリテーションとは】

- 介護保険法第8条の2第4項において、「介護予防訪問リハビリテーションとは、居宅要支援者(主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準^{※1}に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。」と規定されている。

【サービス提供の場所】

- サービス提供場所は利用者の居宅が原則であるが、次の施設の居室においても訪問リハビリテーションの提供が認められている。
 - ・養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
 - ・軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）
 - ・有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

2 運営に関する基準

- (1) 内容及び手続の説明及び同意（居宅基準第8条、第83条）
指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、第82条に規定する運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- ★重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行う。同意については、利用者及び指定訪問リハビリテーション事業者の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

（重要事項説明書に記載すべき事項）

- ① 運営規程の概要
- ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制
- ⑤ その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要な事項

- (2) 提供拒否の禁止（居宅基準第9条、第83条）
正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。

（3）サービス提供困難時の対応（居宅基準第10条、第83条）

当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（4）受給資格等の確認（居宅基準第11条、第83条）

- 1 指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するよう努めなければならない。

（5）要介護認定の申請に係る援助（居宅基準第12条、第83条）

- 1 指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない

利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行わらない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

（6）心身の状況等の把握（居宅基準第13条、第83条）

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（7）居宅介護支援事業者等との連携（居宅基準第64条、第83条）

- 1 指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（8）法定代理受領サービスの提供を受けるための援助（居宅基準第15条、第83条）

指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村にに対して届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けれることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（9）居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（居宅基準第16条、第83条）

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しなければならない。

（10）居宅サービス計画等の変更の援助（居宅基準第17条、第83条）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(11) 身分を証する書類の携行（居宅基準第18条、第83条）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(12) サービスの提供の記録（居宅基準第19条、第83条）

- 1 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面上に記載しなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他の方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(13) 利用料等の受領（居宅基準第78条）

- 1 法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーション事業者に係る居宅介護サービス費の額を支払われるものとし、当該指定訪問リハビリテーション事業者から当該指定訪問リハビリテーションの支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に係る居宅介護サービス費の額及び指定訪問リハビリテーションの確保に関する法律第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する費用の額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する費用のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものとの間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(14) 保険給付の請求のための証明書の交付（居宅基準第21条、第83条）

- 1 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(16) 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（居宅基準第80条）

指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるものとする。

- 1 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対して、適切なサービスを提供する。
- 4 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。
- 5 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第2・3項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対して、適切なサービスを提供する。

(17) 訪問リハビリテーション計画の作成（居宅基準第81条）

- 1 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受

け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共にし、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第115条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(18) 利用者に関する市町村への通知 (居宅基準第26条、第83条)

- 指定訪問リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- 1 正当な理由なしに指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(19) 管理者の責務 (居宅基準第52条、第83条)

- 1 事業所の管理者は、従業者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(20) 運営規定 (居宅基準第82条)

- 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ その他運営に関する重要事項

(21) 勤務体制の確保等 (居宅基準第30条、第83条)

- 1 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 事業所ごとに当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しなければならない。
- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(22) 衛生管理等 (居宅基準第31条、第83条)

- 1 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならぬ。

(23) 掲示 (居宅基準第32条、第83条)

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に関する必要事項を掲示しなければならない。

(24) 秘密保持等 (居宅基準第33条、第83条)

- 1 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ておほかなければならない。

(25) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 (居宅基準第35条、第83条)

居宅介護支援事業者又はその従業者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、商品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(26) 苦情処理 (居宅基準第36条、第83条)

- 1 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するたまに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 提供した指定訪問リハビリテーションには提示の求め又は当該市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求めとともに、市町村から他の苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言を行わなければならない。
- 4 市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(27) 地域との連携 (居宅基準第36条の2、第83条)

運営に当たっては、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に關して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行つて事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

算する。【新設】

注 9 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は、算定しない。

注 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーションの医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。【新設】

※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

指定訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行った場合の医療費に係る基準

イ 次に掲げるいずれの基準に適合すること

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の利用者が、当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学管理を受けている医師から、当該事業所の医師が、計画的な医学管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。

(2) 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。

(3) 当該情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成すること。

ロ イの規定に限わらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、指定医療サービス介護給付単位数表の訪問リハビリテーション費の注10を算定できるものとする。

【算定基準留意事項】

- ① 訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下で実施するとともに、当該医師の診療の日から3月以内に行われた場合に算定する。
- また、例外として、指定訪問リハビリテーション事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供「指定訪問リハビリテーションの必要性や利用者の心身機能や活動等に係るアセスメント情報等」」を受け、当該情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から3月以内に行われた場合に算定する。
- この場合、少なくとも3月に1回は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師に対して訪問リハビリテーション計画について医師による情報提供を行う。
- ② 指定訪問リハビリテーションは、指定訪問リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、発症既往歴リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定訪問リハビリテーションへ移行する際に、「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式別の提示について」(波30年3月22日老老発0322第2号)の別紙様式2-1をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式2-1に記載された内容について確認し、指定訪問リハビリテーションの提供を開始してもよいこととする。
- ③ 指定訪問した場合には、例外として、別紙様式2-1をリハビリテーション計画書とみなして訪問リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととする。
- ④ 指定訪問リハビリテーションの算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の訪問リハビリテーション計画を作成する。
- ⑤ 指定訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定する。
- ⑥ 指定訪問リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問して指定訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めないことをとする。なお、介護老人保健施設又は介護医療院による訪問リハビリテーションの実施にあたっては、介護老人保健施設又は介護医療院において、施設サービスに支障のないよう留意する。
- ⑦ 居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為にかかる訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録するものとする。

⑥ 利用者が指定訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診察が行われた場合には、当該複数の診療等と時間を別にして行わっていることを記録上明確にする。

(2) 指定訪問リハビリテーション事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱いは訪問介護と同様であるので、訪問介護の項目を参照されたい。

(3) 「通院が困難な利用者」について

訪問リハビリテーション費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、指定通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた指定訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は訪問リハビリテーション費を算定できるものである。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通所系サービスを優先すべきということである。

2 加算等

1 短期集中リハビリテーション実施加算（予防共通）【届出】（1日につき）

200単位

〔算定基準〕

注⑥別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たに指定訪問リハビリテーション所が、利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患《疾患等》の治療《治療等》のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日又は法第19条第1項に規定する要介護《要支援》認定の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護《要支援》認定を受けた者である場合に限る。）から起算して3月以内の期間に、リハビリテーション《指定介護予防訪問リハビリテーション》を集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

* 《 》内は予防の算定基準

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算
(1)から(IV)のいずれかを算定していること。

〔算定基準留意事項〕

①短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利用者の状態に応じて、基本的動作能力（起居、歩行、発話等を行う能力をいう。以下同じ。）及び応用的動作能力（運搬、トイレ、掃除、洗濯、コミュニケーション等を行うに当たり基本的動作を組み合わせて行う能力をいう。以下同じ。）を向上させ、身体機能を回復するための

集中的なリハビリテーションを実施するものであること。
②「リハビリテーションを集中的に行つた場合」とは、退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施するものでなければならない。

③本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となることから、当該加算の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施するよう留意すること。

2 リハビリテーションマネジメント加算【届出】

- (I) 230単位
(II) 280単位
(III) 320単位
(IV) 420単位

〔算定基準〕

注7別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算(IV)については3月に1回を限度で算定することとした。次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

④ 利用者が指定訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診察が行われた場合には、当該複数の診療等と時間を別にして行わっていることを記録上明確にする。

<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>イ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 訪問リハビリテーション計画（指定居宅サービス等基準第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に對し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと。</p> <p>(4) (3)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(3)に掲げる基準に適合するものであると明確に記録すること。</p>
--

<p>ロ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ること。</p> <p>(3) 訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとともに、説明した内容等について医師に報告すること。</p> <p>(4) 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。</p> <p>(6) 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画（法第8条第2・3項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ）の利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。</p> <p>(二) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。</p> <p>(7) (1)から(6)までに適合することを確認し、記録すること。</p> <p>ハ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 口(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 訪問リハビリテーション計画について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。</p>
--

ヘ リハビリテーションマネジメント加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 指定訪問リハビリテーション事業所における訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出していること。

3 社会参加支援加算【届出】

(1日につき) 17単位

〔算定基準〕

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

〔算定基準留意事項〕

① リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものであり、リハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境等を踏まえた(Survey)、多職種協働による訪問リハビリテーション計画の作成(Plan)、当該計画に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供(Po)、当該提供内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し等(Action)といったサイクル(以下「SP DCA」という。)の構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものである。

② 「リハビリテーションの質の管理」とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うADLやIADLといった活動をするための機能、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等といった参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを管理することをいう。

③ 大臣基準告示第12号イ(1)の「定期的に」とは、初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3ヶ月ごとに評価を行うものであること。

④ 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、指定通所リハビリテーション計画書の特記事項欄に指定訪問リハビリテーションの継続利用を記載する場合には、リハビリテーション計画書の特記事項欄に指定訪問リハビリテーション会議の構成員である医師の当該會議への出席については、テレビ電話等情報通信機器を使用してもよいこととする。なお、テレビ電話等情報通信機器を使用する場合には、当該会議の議事に支障のないよう留意すること。

⑤ リハビリテーション会議の構成員である医師の当該會議への出席については、テレビ電話等情報通信機器を使用してもよいこととする。なお、テレビ電話等情報通信機器を使用する場合には、当該会議の議事に支障のないよう留意すること。
⑥ 大臣基準告示第12号ニ(2)のデータの提出については、厚生労働省が実施する「通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業(Monitoring and evaluation of thererhabilitation services in long-term care)」(以下、「VISIT」という。)に参加し、当該事業で活用しているシステムを用いて、リハビリテーションマネジメントで活用されるリハビリテーション計画書等のデータを提出することを評価したものである。当該事業への参加方法や提出するデータについては「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の展示について」(平成30年3月22日老老発0352第2号)を参照されたい。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問リハビリテーション費における社会参加支援加算の基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者(以下「訪問リハビリテーション終了者」という。)のうち、指定通所介護、指定介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型住宅介護、法第115の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業その他社会参加に資する取組(以下「指定通所介護等」という。)を実施した者の占める割合が、100分の25以上であること。

(2) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること(以下「居宅訪問等」という)により、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

ロ 12を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること。

〔算定基準留意事項〕

- ①社会参加支援加算におけるリハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びI ADLを向上させ、指定通所介護等に移行させものであること。
- ②「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、算定指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等は含まれず、算定対象とならないこと。
- ③大臣基準告示第13号イ(1)の基準において、指定通所介護等を実施した者の占める割合及び基準第13号ロにおいて、12を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数については、小数点第3位以下は切り上げること。
- ④平均利用月数についてでは、以下の式により計算すること。
- イ (i) に掲げる数 ÷ (ii) に掲げる数
- (i) 当該事業所における評価対象期間の利用者延月数の合計
- (ii) (当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計 + 当該事業所における評価対象期間の新規終了者数の合計) ÷ 2
- ロイ (i) における利用者には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含むものである。
- ハイ (i) における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した月数の合計をいう。
- 二イ (ii) における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、12ヶ月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取り扱うこと。
- ハイ (ii) における新規終了者数とは、評価対象期間に当該事業所の提供する訪問リハビリテーションの利用を終了した者の数をいう。

- ⑤「3ヶ月以上継続する見込みであること」の確認に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者の居宅を訪問し、訪問リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADL及びI ADLが維持又は改善していることを確認すること。
- なお、利用者の居宅への訪問が困難である場合、当該利用者の介護支援専門員に対して、居宅サービス計画の提供を依頼し、社会参加等に資する取組の実施状況を確認するとともに、電話等を用いて、上記と同様の内容を確認すること。
- ⑥「3ヶ月以上継続する見込みであること」の確認に当たっては、訪問リハビリテーション計画等に記録すること。

4 サービス提供体制強化加算（予防共通）【届出】

（1回につき）6単位

〔算定基準〕

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示96号10）

指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること。

〔算定基準留意事項〕

① 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。具体的には、平成27年4月における勤続年数3年以上の者は、平成27年3月31日時点勤続年数3年以上である者をいう。

② 同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用する者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。

③ 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いれば算定可能であること。

5 事業所評価加算（予防のみ）【届出】

（1月につき）120単位

〔算定基準〕

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、評価対象期間の満了日に属する年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

地指導自主点検調書（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

24

23

指定基準		基準の内容(指導項目)		確認事項		当日送付書類
		酒 否		(リハビリテーションマネジメント)増加する ((1)の(3)及び(4)の基準に該当している か)、	はい いいえ	
				(2)(リハビリテーションマネジメント)減少する等の変動が 生じた場合は、その原因を明確に記載せよ 員と会員の内密な情報を扱っているか。	はい いいえ	
				(3)期間ごとにリハビリーションマネジメントは、会員 に対する指導・助言等を行っており、作業療法士又は 理学療法士によるリハビリテーションマネジメントの 実施に際して、会員の個々の状況を考慮して、具体的 に、使用した装置等について説明できるか。	はい いいえ	
				(4)3月に回し、リハビリテーション 会員情報を用いて、利用者のリハビリーション計画を見 直していくか。	はい いいえ	
				(5)理学療法士、作業療法士又は看護 職者が、介護支援専門員の方へ、利 用者の方へ及び自ら生活上に必要な 知識を教える機会を持つてあるか。	はい いいえ	
				(6)理学療法士、作業療法士又は看護 職者が、指定訪問介護 等の指定介護サービスの介護者等に対 し、利用者の状況等の工数及び 日数生産性等の得意点に関する話を 聞くことができるか。	はい いいえ	
				上記の要件に適合することを確認し、記 録しているか。		

指定基準		基準の内容(指標項目)		確認事項		当日23時現在	
加算		適否					
		(1) 聴取回りハビリテーション計画の達成度を定期的に評価し、必ず年に1回して当該結果を用意しているか。	[はい・いいえ]				
		(2) 当該専門的見込みリポートによる患者評定表法、作業評定表法又はは医師評定表法等、作業評定表法をもとにした指定期間内に介護職員が事業所の指定医師等に対する該当する事業所の従業従事者に対する評定結果を提出する。対し、ハビリテーションの観点から、日常生活上より留意点、介護の実態等の情報を伝達しているか。	[はい・いいえ]				
		(3) 指定期間にハビリテーション事業所の医師が、指定期間にハビリテーションの実施方針、つまり当該医師がハビリテーションの実施方法、作業療法士による作業療法等に対する該当の医師に対する評定結果等について、ハビリテーションの実施や評定結果に対する意見等の面接等を中心とする評定の基本、当該医師ハビリテーションにおける利用者の自尊心のうちも含めかかる以上の辺りを行っているか。	[はい・いいえ]				
		リハビリテーションマネジメント加算(1)	[はい・いいえ]				
		(4)(3)における指導を行った医師又は当該指導を受けた作業療法士、作業療法士等が(3)における基準を満足する場合、その内容が(3)で明確に規定しているか。	[はい・いいえ]				

指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	確認事項	当日施設運営
定期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日、認定日から3月以内に施設している。 リハビリメント期間(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している。	あり・なし	「はい・いいえ」 「はい・いいえ」 「はい・いいえ」 「はい・いいえ」 「はい・いいえ」 「はい・いいえ」 「はい・いいえ」	介護給付費用書 サマリ用紙 居宅サービス用紙 訪問リハビリーション計画書
	1週つきおむね回以上、1回あたる20以上のリハビリーションの回数。			
	定期集中期間において施設訪問リハビリテーションの回数を終了した者との社会会員の会員登録料を算定している。			
	定期集中リハビリテーションの回数が終了した日から訪問又は介護支援専門員からの届け出後3ヶ月以内に施設登録料を算定する旨の申告がある場合が3ヶ月以上は算定できない。			
社会参加支援加算		あり・なし		
	12月を定期集中リハビリテーション事業所の利用者の均等利用に要して割合が100分の25以上ある。		「はい・いいえ」	介護給付費用書 サマリ用紙 訪問リハビリテーション計画書
サービス提供体制強化加算		あり・なし		「はい・いいえ」

28

基体の内容(指導項目)		確認事項	確認事項	確認事項
		適否	適否	適否
		(1)リバビリテーションネシメント加算 (Ⅰ)(2)及(3)のいずれか6)のいずれの基準からも該当しているか。 リバビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	はい・いいえ なし	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
		(2)専門リハビリテーション計画(1)、(2)及び(3)のいずれか6)のいずれの基準からも該当しているか。 リバビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	あり なし	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
		(3)リバビリテーションマネジメント加算 (Ⅴ)	あり なし	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
リバビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)		(1)リバビリテーションマネジメント加算 (Ⅲ)(1)から(3)のいずれの基準も該当しないか。 リバビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	あり なし	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
(2)指定専門リハビリテーション医療施設等における医師間リバビリテーション計画書等に掲載してあるか。 リバビリテーションマネジメント加算(Ⅴ)		(2)指定専門リハビリテーション医療施設等における医師間リバビリテーション計画書等に掲載してあるか。 リバビリテーションマネジメント加算(Ⅴ)	あり なし	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
(3)指定介護報酬新聞リバビリテーション事業所の医療施設、医療法人社団、医療機関等が、介護支援専門員を通じて、被扶養者に対する介護支援の実績を公表する場合に付与されるリバビリテーションマネジメント加算(Ⅴ)の留意点、介護の工夫等の情報が伝達しているか。 【予防】		(3)指定介護報酬新聞リバビリテーション事業所の医療施設、医療法人社団、医療機関等が、介護支援専門員を通じて、被扶養者に対する介護支援の実績を公表する場合に付与されるリバビリテーションマネジメント加算(Ⅴ)の留意点、介護の工夫等の情報が伝達しているか。 リバビリテーションマネジメント加算	はい・いいえ はい・いいえ	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
		(4)該表示を受け手係りを行った医師又は当該指示を受け手係りを行った医師又は医療機関の下部署名(看護師の下部署名)又は該表示を受け手係りを行った医師又は医療機関の下部署名(看護師の下部署名)のうちどちらか一方以上に捺印する旨の明記があることである。該表示を受け手係りを行った医師又は医療機関の下部署名(看護師の下部署名)のうちどちらか一方以上に捺印する旨の明記があることである。	はい・いいえ はい・いいえ	はい・いいえ はい・いいえ

1

指定期半		基準の内容(指導事項)		確認事項		当日送付履歴	
満算	清算	適否	備考	是	否	サードパーティによる回収 居宅セカンドスキン回収 情報提供の記録	アラート付費便用書 サードパーティによる回収 居宅セカンドスキン回収 情報提供が確認できる書類
		当該事業所の運営がやむを得ず停業で きない場合の清算	あり・なし	はい・いいえ	はい・いいえ	当該事業所の終了等に伴う医療機関の 廃止手続等による、十分な医療情報を要する、あ る場合は、(以下「ソーシャルネットワーキングサービス」)を併用して、あ る。	当該付費便用書 サードパーティによる回収 居宅セカンドスキン回収 情報提供の記録
		集合住宅に居住する利用者の清算	あり・なし	はい・いいえ	はい・いいえ	①事業部ごとに同一施設内又は隣接する施 設内若しくは事業所ど同の連絡物に居 住する利用者と同一の連絡物にビリテー ーションを利用する場合、所定単位数(ビリテー ーション)に相当する単位を算定しているか。 ②上記の結果物のうち、当該施設に登 録する利用者の数が1名(1%)以上 以上と同一施設に所定単位数の20%に相当 する単位数を算定しているか。 ③上記以外の施設に所在する連絡物に 登録する利用者と同一の連絡物にビリテー ーションを利用する場合、所定単位数(ビリテー ーション)に相当する単位を算定しているか。 1日最大20件以上の場合は 1日最大20件以上の場合は	アラート付費便用書 サードパーティによる回収 居宅セカンドスキン回収 情報提供が確認できる書類

指定期半		基準の内容(指導項目)		確認事項		当 日巡回箇所
		(1)指定介護予防通所リハビリテーション提供している事業所において、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に介護予防通所リハビリテーションにおける事業所評価加点の基準について。	適否			リハビリテーション会員登録システム登録用書類データ入替用書類データ入替登録用書類データ登録用書類
		(2)平成23年1月1日以前に指定介護予防通所リハビリテーションを属性、同年4月1日以後平成23年3月31日までの間に介護予防通所リハビリテーションにおける事業所評価加点の基準について。	適否			リハビリテーション会員登録システム登録用書類データ入替用書類データ入替登録用書類データ登録用書類
		基準の変更 【平成23年通所費割算】	あり・なし			介護料付与実績表
		(1)または(2)のいずれかの基準に適合していません。				